

令和5年度第1回調布市入札等監視委員会の会議概要

開催日時	令和5年8月18日(金) 午後3時00分から4時30分まで	
開催場所	特別会議室	
出席者	委員	櫻井 務 委員長(学識経験者) 本多 秀毅 委員(公認会計士) 柴田 亮子 委員(弁護士)
	所管課 (発注課)	総務部 管財課 (オブザーバー 総務部 営繕課) 環境部 緑と公園課 (オブザーバー 総務部 営繕課) 環境部 下水道課 都市整備部 街づくり事業課
	事務局	総務部契約課 永山課長, 安倍契約課長補佐, 三澤工事担当係長, 吉澤主任
<p>次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 審 査</p> <p>(1) 抽出案件について</p> <p>ア 調布市市庁舎照明設備改修工事(制限付き一般競争入札)</p> <p>イ 深大寺・佐須地域農業公園内トイレほか設置工事(制限付き一般競争入札)</p> <p>ウ 令和5年度下水道ストックマネジメント工事(第1期-2)(総合評価落札方式・制限付き一般競争入札)</p> <p>エ 調布駅前広場整備工事(中止・総合評価落札方式・制限付き一般競争入札)</p> <p>(2) 審査結果集約</p> <p>3 閉 会</p>		
<p>1 開 会</p> <p>2 審 査</p> <p>(1) 抽出案件について</p> <p>ア 調布市市庁舎照明設備改修工事(制限付き一般競争入札)</p> <p><b>【事業・工事概要説明】</b></p> <p>○管財課</p> <p>本件の工事場所は、小島町2丁目35番地1の市庁舎前庭及び市庁舎南側敷地内通路。契約締結日は令和5年2月9日、工期は令和5年2月10日から5年6月30日まで。</p> <p>本件は、市庁舎のさらなる省エネルギーと二酸化炭素排出削減に向けた段階的な整備の一環として市庁舎2階、3階を中心に照明設備のLED化を実施するもの。</p> <p>市庁舎の照明設備更新工事は令和2年5月に完了。ただ、市庁舎は免震改修工事で改修した1階屋内部分を除き、大部分がLED化をしていなかった。そのため、2050年ま</p>		

で二酸化炭素排出実質ゼロを目指す調布市ゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、大きな節電効果が見込める市庁舎のLED化工事は必須。

工事について、2階及び3階で作業する場合、執務室内の作業が多く発生することから、作業は閉庁日を中心に行うものの、毎月第2土曜日及び第4日曜日の休日開庁日を考慮すると、5月の大型連休を利用して集中的に作業することが適切であると判断した。

また、入札手続に要する期間のほかに、照明器具の納品に発注から6週間程度要するという情報も得ていたことから、令和4年第4回市議会定例会において予算の補正を行い、工事を発注した。

作業としては2階、3階のほか地下1階及び1階駐車場、前庭及び市庁舎南側敷地内通路の照明設備を撤去したのち、LED照明を設置。

補足として、本件工事による省エネルギー効果について、既存の照明設備と、LED照明設備の消費電力を比較し、それを基に市庁舎の消費電力及び二酸化炭素排出量がどれだけ削減できるか試算すると、年間で8万1,855キロワットアワーの電力削減が可能になると見通している。これは市庁舎における令和4年度の消費電力に対する約7%に当たり、空調の稼働時間が減る期間（閑散期）の1か月分の電力に相当する。また、年間で3万7,408キログラムの二酸化炭素も削減できると試算している。今後、市庁舎のほかのフロアなどもLED化を進め、環境負荷のさらなる低減に努める。

#### 【入札・契約手続説明】

##### ○事務局

本件は、設計金額500万円以上の電気工事として、調布市制限付き一般競争入札要綱（以下、要綱という。）及び調布市制限付き一般競争入札実施基準（以下、実施基準という。）に基づき、制限付き一般競争入札により実施し、契約した案件。

設計金額は4,100万円余の金額で、業種は電気工事であることから、実施基準に照らすと設計金額は3,000万円以上7,000万円未満の区分に該当し、建設業許可区分は一般または特定建設業の許可を有していることとした。また、地域区分及び経営事項審査（以下、「経審」という。）の総合評定値についても、実施基準のとおり市内本店・500点以上1,200点未満とした。

公告は令和5年1月23日、申請書提出期限は1月27日で、8者からの申込みがあった。2月7日に開札した結果、落札予定者の資格を審査し、提出書類にて要件を満たしていることが確認できたことから落札決定を行った。

なお、1者の辞退理由について、技術者等不足の旨を確認している。

#### 【質疑応答】

##### ○委員

議場等のLED化工事を分けた理由を確認したい。

##### ○管財課

工事を分けた理由は大きく2点ある。1点目は市内事業者の受注機会の確保、これを図

る目的である。これから予定している議会棟を含めた市庁舎のほかの階で行うLED化工事を合計した全体の規模が1億円余になることが見込まれた。この場合、対応できる市内業者が極めて少なくなるため、工事を分割することとした。

2点目は、可能な限り事業者が応札しやすい環境をつくるため。本件工事は執務室内の照明設備を改修するという都合上、閉庁日の作業が中心となることから、事業者を長期間拘束することになる。また、市庁舎が大変狭隘化し、照明設備など資材の保管場所が不足しているという施工上の事情もある。これらのことから、関係課とも相談しながら工事を分割することが適切と考えた。

○委員

了解した。段階的に整備するようだが、LED化以外に予定している工事を確認したい。

○管財課

LED化以外では、今後、市庁舎の空調設備の更新を検討している。これについては、平成17年度に更新したものを、市庁舎のさらなる省エネ化を図るという観点から、置き換える機器を検討している。そのほか、エレベーターの更新も予定し、既存エレベーターを更新することで性能や省エネ効率等が改善されることを期待している。

○委員

了解した。

○委員

本件は繰越明許費で年度を跨ぐ工事で、既に完了していると思うが、施工状況や引き渡しを受けた結果を確認したい。

○管財課

閉庁日の作業が中心となる工事だったが、受注者において5月のゴールデンウィークでの作業も柔軟に対応するなど、非常にスムーズに工事を進めることができ、履行期限内に工事も無事に終わった。

工事自体については、設置した照明器具にトラブル等も発生してないことから、今のところ問題ないことを確認している。

○委員

直近では、休日の関係など運輸関係の労働環境が課題になっている。本件は、閉庁日を中心に作業されたようだが、労働環境の観点から、工事の仕方を今後工夫していくのか。

○事務局

工事についても、週休2日については、来年4月から適用される。市としても、これまで工事所管課と打合せをしながら、設計段階から週休2日を踏まえた工期設定するよう調整している。また、比較的土木工事は、週休2日を加味した積算がやりやすいと聞いている。一方で、公共施設の改修などの建築関係工事、例えば学校関係の施設だと、夏休み期間に集中して施工する必要があるなど、どうしても施設利用者との関係性が出てくる。一方で、工事を施工する事業者の週休2日については、市内の建設業団体と意見交換や近隣自治体の状況も確認しながら、引き続き検討していく必要があると認識している。

○委員

了解した。

○委員

電気料金の変動幅が大きいところであるが、金額ベースでいうとどの程度見込んでいるのか。

○管財課

最新の令和5年7月の電気料金を基準に計算すると、年間で約400万円の削減を見込んでいる。

○委員

今後、LED化や空調など様々な工事をした結果、全体の省エネルギー効果を見込んでいるのか。

○管財課

本件工事で、フロアの面積、照明器具の数が多く、照明の点灯時間が長く、省エネルギー効果への影響が大きい2階、3階のLED化を実施した。そのため、本件以外のフロアや議場をLED化した場合について、計算では年間で100万円余の金額の削減を見込んでいる。

一方、空調整備については、省エネルギー効果を見込むための前提となる更新の方針や導入機器を検討している。

○委員

了解した。現在、電力自由化で、東京電力以外とも契約できるようになったが、市では、電力自由化を取り入れたのか。

○事務局

学校施設については、数年前から入札を実施することで対応してきた。他の施設では、東京電力とこれまで契約してきた経過がある。

市では、脱カーボンの観点から、環境配慮型契約を方針として定められたことから、一昨年は、入札を実施し、結果として東京電力と契約した。昨年については、電気料金が高騰していたことから、100者程度にアンケートなどのアプローチを試みたうえで、入札を実施したが、応札者がなく、さらには入札に参加できる環境にはないという意思を示す事業者も確認している。そして、このような状況のなかで、契約の相手方を総合的な判断で、東京電力が最も有利な形で契約できると判断し、随意契約したという状況である。また、今年度については、関係部署と調整している。

○委員

あまり大きなボリューム感ではないことが意外だった。大きな事業所だと、受電設備みたいな電気設備も結構更新しなければいけなくなってしまう。

○管財課

市も、受変電設備の更新も予定し、今年度に、設計業務を実施している。

○委員

了解した。グリーン電力というと、少々の購入でも契約できるやり方や、単に電気の契約とは別にグリーン証書購入などのやり方があると思う。様々な手段を講じて、市として

の目標を達成していただきたい。

○委員長

これで1件目の審査については以上で終了とする。

本工事について、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたと、決定してよろしいか。

(全委員了承)

## イ 深大寺・佐須地域農業公園内トイレほか設置工事

### 【事業・工事概要説明】

○緑と公園課

本件工事の対象地区は、毎年多くの観光客が訪れる深大寺から南東方向に中央道を越えて深大寺の丘陵から佐須街道を経て野川に至る唯一残された谷戸の風景が広がる地域。

平成26年3月に調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画を策定した。本地区は先導的事業を展開するとともに、自然環境資源や歴史、文化等の活用を図り、都市農地、緑地の永続性を確保することとされた。計画に基づき、都市農地や農業用水路等の環境資源の保全、活用の取組の一環として、平成29年に本地区の所有者から生産緑地の買取り申出が提出され、土地開発公社が先行し、その後、東京都の制度である「農の風景育成地区」の指定を受けた上で、南北に離れた2か所を1つの公園として、令和2年8月に都市計画変更をして整理した。

今回の工事に関しては、南側の農業公園内にトイレ棟と管理棟、倉庫、東屋を設置する工事である。

### 【入札・契約手続説明】

○事務局

本件は、設計金額500万円以上の建築工事として要綱及び実施基準に基づき、制限付き一般競争入札により実施し、契約した案件。

設計金額が8,900万余の金額で、業種は建築工事であることから、実施基準に照らすと、設計金額が5,000万円以上9,000万円未満の区分に該当し、建設業許可区分は一般または特定建設業の許可を有していることとした。また、地域区分及び経審の総合評定値についても、実施基準のとおり市内本店600点以上1,200点未満とした。

また、設計金額が5,000万円以上であることから、業者指名等適格審査会（以下、「指名審」という。）に付議することが必要であるため、令和5年5月23日の令和5年度第5回調布市業者指名等適格審査会において入札参加資格を付議し、承認を得ている。

公告は6月1日、申請書提出期限は6月9日で、6者から申込みがあった。6月23日に開札した結果、落札予定者の資格を審査し、提出書類にて要件を満たしていることを確認できたことから落札決定を行った。

なお、4者の辞退理由について、技術者不足が1者、積算超過が3者の旨を確認してい

る。

**【質疑応答】**

○委員

工事場所に、以前はトイレや何もかもなかったということか。

○緑と公園課

はい。

○委員

辞退理由の積算超過が気になった。予定価格が低過ぎなのかなという印象があるが、この点について、どのように考えているのか。

○事務局

本件の参考数量の金額と、契約した相手方から提出された積算内訳書を比較したところ、直接工事費に大きな隔たりはなかった。一方で、現場管理費や共通仮設費など、間接費の部分については単純に比較できないところがある。理由としては、公共工事の営繕積算の場合は、直接工事費から建てる建物等の用途に応じて自動で間接費が算出される仕組みになっているからである。そのため、一概に比較することができない。ただ、合計で見ると、市のほうで積算した間接費の金額と、事業者が出してきた間接費の金額の合計は、そこまで大きな差は生じていないため、最新の資材単価を用いた結果、今回の結果になったと認識している。

○委員

「最新」の意味を確認したい。

○事務局

毎月、積算単価を最新に入れ替えているということ。

○委員

実状が反映されているのか。

○事務局

実際のところ、乖離がどの程度であったかという点について、情報を持ち合わせていないが、毎月、最新のものに入れ替えて計算していることを確認している。

○委員

この件に直接関係しないかもしれないが、調布市は、予定価格を公表している点について、その理由を確認したい。最近では、公表しない方向に流れがあるような気もしている。

○事務局

予定価格の取扱いについては、各自治体それぞれの考えによって運用されている状況。その中で、予定価格を事前公表している理由として、事業者から市の職員に対する不正な働きかけを防止したいという考えがある。あとは、無用なダンピングを防止し、適正な価格で契約を行うという意味合いも込めて、予定価格を事前公表している。

○委員

事前公表すると金額が高止まるイメージがある。かつて国から予定価格等の取扱いにつ

いて通達などが出ていたかと思う。調布市としては、特に高止まりというようなことは余り危惧していないということか。

○事務局

事前公表すると、やはり高止まりの懸念は認識しているため、対策は必要だろうと考えているが、現状、多摩地域の団体における予定価格の取扱いは様々あることを確認している。

参考までに、近隣自治体では、官製談合の発生を契機として、予定価格を事前公表に切替えたことを確認している。そのため、不正を防止するため、予定価格の事前公表が有効な対策の一つになると考えられる。

○委員

了解した。

○委員

本件について、落札率が高く、結果として4者辞退していることを踏まえると施工時期に課題があったのではないか。また、農の風景に関する整備として、農業公園にトイレ等の設備を用意し、観光客を呼び寄せるということか。色々な施設を準備する意図を確認したい。

○事務局

まずは、施工時期に関する点について、やはり学校などは夏休み前に事業者を決定して、夏休みに施工するような対応を考えていることから、5月、6月は工事発注が比較的多い時期である。一方で、年度内に工事を終わらせるといった点を考えると、年度末などは、どうしても工事の施工が集中してしまうが、事務局としては財政部門や工事主管課とも連携しながら、繰越明許費、債務負担行為などの予算措置も含めて平準化を図れるような方策を考えていかななくてはいけないと考えている。

○緑と公園課

2つ目の農の風景について、この地域は、市の中でも昔ながらの風景が残っている一定のエリアであることから、深大寺・佐須地域環境資源保全・活用計画がある。

その計画の中でエリアの保全や活用するため、例えば農業体験など、「農」を身近に触れることができる公園を目指し、作付けや公園に必要な施設に関することなどについて市民の意見を令和2年度に聴いた。そして、その中で要望のあった設備を、令和6年度の農業公園開園に向けて、今回の工事で設置することとした。

○委員

確かに、この佐須エリアにはカニ山があるなど、本当に穏やかな、昔の風景が広がっていることから、訪れると、すごくほっとするような場所である。引き続きそれ活かした使い方を考えていただきたい。

○委員長

これで2件目の審査については以上で終了とする。

本工事について、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたと、決定してよろしいか。

(全委員了承)

## ウ 令和5年度下水道ストックマネジメント工事（第1期－2）（総合評価落札方式・制限付き一般競争入札）

### 【事業・工事概要説明】

#### ○下水道課

工事場所は、調布市染地1丁目5番地先ほか。この中で、管更生については、4か所。マンホール蓋の交換が186か所である。契約締結日は、令和5年7月3日で、工期限は、令和5年7月6日から令和6年2月29日まで。

設計金額は2億7,979万6,000円。契約金額は、2億6,290万円。

発注理由について、この工事は、下水道のマスタープランである調布市下水道ビジョンに位置づけられた調布市下水道ストックマネジメント計画に基づいて実施し、老朽化した下水道管渠の改築工事及びマンホール蓋の交換工事を実施するもの。発注業種は下水道施設工事。

工事内容は、大きく2種類にあって、1つは管渠更生工事である。工事の方法を簡単に説明すると、既存の管、老朽化した管の内側にプラスチックで管を築造し、既存の管との隙間に特殊なモルタルを充填し、古い管と一体化した管を、新しい管として更生していく工事である。1か所目は調布市染地1丁目、断面が2.4メートルの四角の断面図で、延長としては26.30メートル。2か所目から4か所目は、東つつじヶ丘3丁目、3か所とも断面1辺が2.25メートルの四角い断面で、延長はそれぞれ52.29メートル、55.22メートル、4.49メートルである。

2つ目は、古いマンホール蓋を単純に交換する工事である。マンホール蓋交換工事は、深大寺東町・南町で、その範囲内の古いマンホール蓋186か所について交換を行う。

### 【入札・契約手続説明】

#### ○事務局

本件は、設計金額500万円以上の下水道施設工事として一般競争入札に係る要綱及び実施基準のほか、調布市総合評価落札方式の試行実施に関する要綱（以下、「総合評価要綱」という。）に基づき、総合評価を行い、契約した案件。本件について、初めに総合評価落札方式（以下、「総合評価方式」という。）の採用理由等を説明した後、入札手続に係る内容を説明する。

初めに、発注方式についてだが、本件工事は、市が発注する工事としては大規模な工事であり、管渠更生工事は専門性が求められる工事である。そして、この専門性のある工法を必要とする点で、市内事業者で対応事業者は限られると認識し、昨年度実施した同工事について、混合入札を実施している。昨年度実施した混合入札を簡単に説明すると、単体で申込みことができる事業者は市内本店・支店とし、JVで申し込める事業者は都内本



店・支店まで広げつつ、JVの親、構成員のいずれかは市内本店であることを求めたもの。この混合入札を実施した結果、単体の市内事業者1者による入札であったことから、やはり管更生工事については、市内事業者だけでは、競争性を持った中で入札を実施することは難しいものと判断した。

また、JVについても、JVで発注する市の基準である3億円に満たない金額であることから、今回の件についても、いずれか市内という条件をつけた場合、JVで入札に参加してくる事業者はないのではないかと考えた。

こうした状況から、通常の一般競争入札では評価できない技術力や実績、地域貢献等を含めて評価し、契約の相手方を選定するとともに、入札手続の不調・中止を回避する観点や、競争性の確保の観点から、市内事業者を含めて幅広く入札参加者を募るため、総合評価方式を採用した。

総合評価方式で用いる落札決定基準については、次の審査案件とも関連するが、単体用の落札決定基準を変更した。

内容については、特に地域精通度の部分で、下請の割合に応じて、段階的に配点を変更するなど、全体とのバランスを考慮して配点を調整するなどの変更を行った。

また、本件入札の実施に当たり、落札決定基準については、地方自治法施行令及び調布市総合評価落札方式の試行実施に関する要綱の規定により、2名の学識経験者に意見を聞く必要があるため、学識経験者として委嘱している東京都職員に意見聴取を実施した。その結果、今回の落札決定基準については、特に意見を付されることもなく、さらに落札決定時における再度の意見聴取も不要との回答を得た。

本件工事の設計金額は2億7,900万円余の金額で、発注業種は下水道施設工事であることから、通常であれば実施基準に照らすと、建設業許可区分は特定建設業、経審の総合評定値は750点以上、地域区分は市内本店・支店とするところだが、本件では総合評価方式を実施するため、実施基準第3第2項対象者の範囲第4号のとおり、総合評価の案件では対象者の範囲を別に定めることができるため、地域区分を都内本店・支店まで範囲を拡大した。そして、経審の総合評定値についても、前年度に実施した本件と同じ下水道ストックマネジメント工事の案件を参考に、市外事業者に対しては、信頼性及び履行能力を担保するため、総合評定値900点以上とする一方で、市内事業者については、実施基準のとおり、総合評定値750点以上とした。

次に、入札手続について、本件は設計金額5,000万円以上であることから、指名審に付議することが必要であるため、令和5年5月23日の令和5年度第5回調布市業者指名等適格審査会において入札参加資格を付議し、承認を得ている。公告は5月29日、申請書提出期限は6月9日で、入札参加の申込みは3者からあり、総合評価に係る書類の提出期限は6月20日とした。そして、6月27日に開札した結果、申込みがあった3者のうち、1者が入札し、総合評価の内容については、価格評価点は11.9点、技術評価点は10.0点、地域貢献及び社会性評価点は7.0点、各区分を合計した評価値は28.9点だった。

そして、落札予定者に対して資格審査を行った結果、提出書類にて要件を満たしている

ことが確認できたことから、6月30日に落札決定通知書を送付した。また、本件は公営企業会計の案件であることから、議会の議決は不要であるため、7月3日に契約を締結した。

なお、申込みしたものの、入札に参加しなかった理由等だが、技術者不足などによることを確認している。

#### 【質疑応答】

○委員

今回の工事は、更新や修補ではなく、更生工事を選択している。最近のトレンドとして、簡便で安く済む更生工事が多い。ちなみに、前年度の工事も更生工事だったのか。

○下水道課

はい。

○委員

総合評価方式を前回の工事で採用せず、今回の工事で採用した理由を確認したい。

○事務局

前年度の工事では、市内事業者の受注機会確保の観点もありながら、一方で、更生工事には専門性が求められることから、市外事業者が入札に参加することで、競争性の確保を図る目的もあり、混合入札を実施した。

○委員

簡単にいうと、混合入札によって市外事業者の入札参加を促す意図があったものの、参加がなかったため、総合評価方式を実施したということか。

○事務局

はい。

○委員

ただ、総合評価方式を実施したが、結局は1者しか残らなかった。今回、総合評価方式を実施した意味はあったのか。

○事務局

今回、近隣自治体を参考にしながら、評価点における地域貢献度を見直すとともに、価格点の割合も変更するなどして、総合評価方式を実施した。

ただ、今回の入札では3者申込みがあったものの、市外事業者が辞退してしまったことで、評価点を比較することができなかった。

一方で、市外事業者を入札に参加できるようにする方法として、総合評価方式は、機を見て実施していくことが必要であると、現状では考えている。

○委員

一番気になるところが、総合評価方式を実施するかについて、基準があるかどうか。仮に、基準がないとすると、恣意性が働いてしまうのではないかと。

○事務局

総合評価方式の実施に係る基準として、総合評価要綱では、設計金額が3,000万円

以上の工事の中で、工事主管課長と契約課長との協議で決めることになっている。一方で、一般競争入札の実施基準によると、多くの入札参加が望めない案件があっても、市内事業者に限定されるような狭い範囲でしか入札を実施するしかない。そのため、総合評価方式を実施することで、単純に入札参加の範囲を拓げるのではなく、技術力や地元への貢献度を評価しつつも、多くの入札参加が見込める仕組みとして運用することも想定している。

また、総合評価方式を実施する案件の多くは、5,000万円を超える工事が見込まれるため、その場合、副市長や各部の部長で構成する指名審で付議する必要があることから、妥当性を確認しながら総合評価方式を実施していく。また、総合評価方式の基準については、試行実施を重ねながら、一定の基準を明確にしていくことが現実的ではないかと認識している。

○委員

総合評価方式を実施した場合、事業者を評価した結果、高い金額で入札した事業者が落札することも想定される。その際に、しっかり説明できるようにしておくことも重要である。

○事務局

基準を改める際、変更する根拠を明確に見出すことは正直難しい点がある。そのため、他団体の状況を調査することが重要になる。また、総合評価方式の手続では、有識者に意見聴取する建付けになっていることから、一つ一つの手続を丁寧に行う必要があると認識している。

○委員

本件の工事内容からすると、管渠更生工事とマンホール交換は分割することができたのではないかと。また、工期が長い工事であることから、切り離して別の事業者が発注するという考え方もあるのではないかと。

○事務局

昨年度に実施した工事では、管渠更生工事とマンホール交換工事を分けていた。ただ、今後は下水道工事の中で、ストックマネジメント工事の発注ボリュームが徐々に増え、人員を割く余裕がなくなることが見込まれるため、一度に発注するメリットを重視し、一括で発注したという経過がある。

○委員

最近はこれまでと異なり、年間を通して渇水期が無い状況のため、いつ事故が起きるかわからない。また、事故防止策をあらかじめ講じることは当然であるが、事故防止の観点から考えると、金額や時期の要素だけでなく、地域の特性を熟知している事業者が発注することも重要なのではないかと感じる。

○委員

工事の施工を分割するのか、一括するのかを、金銭的な理由で判断するのか。

1件目の案件では、分割した理由を、発注規模が大きいと受注できる事業者が減ってしまうからと説明された。一方で、本件では、発注規模が大きいが一括で施工することを選択した。この点について、整合性を確認したい。

○事務局

1 件目の案件では、前年度の繰越金を活用しながら、市内事業者の受注機会確保の観点や、発注時期の平準化を図ることを重視した。また、5月、6月は発注が増える時期でもあることから、それより前に完了させることが有効であると考えている。そして、これらの点を踏まえながら、事務局として関与できる範囲は限られているが、主管課などが発注規模を決めている。

一方、本件に関する下水道工事については、今後、包括的民間委託（以下、「包括委託」という。）を実施することを見据えていることも理由としてある。また、この包括委託は、維持・補修から工事までをパッケージ化して、一括して発注し、契約することを計画している。当面は、維持・補修を中心になるが、将来的には工事までを含めることを想定し、大きな単位で発注していくことが、今後を見据えた中では適切であろうという考えによるもの。

○委員

包括委託は、コンソーシアム契約を考えているのか。

○事務局

現在、契約方法も含め、やり方などを模索している状況である。その中では、例えば、地域維持型JVという形態もあることから、下水道課では、地域の事業者が参加する市内の建設業団体にも情報提供等を行いながら、包括委託の検討を進めている。

○下水道課

下水道課の事業の補足も含めて説明するが、下水道管について、昭和40年、50年代に一気に整備したことから、現状では、法定耐用年数50年を経過している管渠は7%程度である。しかしながら、10年後には、7割の管渠が法定耐用年数を経過することになる。そのため、今後は、維持管理業務や改築業務が非常に大きくなる。それを、現状のスタッフで賄うためには、民間活力を活用しなければならない。その方法の一つとして、維持管理業務をパッケージ化して、複数年契約を行い、業務を進めていく内容の包括委託を検討している状況があり、関連する今回の工事については、一括して発注したのが経緯である。

○委員

了解した。

○委員

今の説明は、PFIの考えをインフラに取り入れ、維持管理を含めて長い期間で、委託するということか。最近では、空港や港でも活用されているようだが、それを、地域の下水道管渠で実施するという理解で良いか。

○下水道課

国からウォーターPPPという考え方が示されていることから、いずれ将来的にはウォーターPPPに繋げたいが、現段階では、維持管理部分をパッケージ化して2年程度の複数年で、仕様発注することを検討している状況である。

○委員

大きな流れについては、理解した。

次に、本件の冒頭でも議論しているが、総合評価を実施した背景を確認したい。そもそも、かつて総合評価が取り入れ始めたのが、工事の品質確保やダンピング防止を目的に、価格だけでなく、地域の貢献度や品質・技術力など事業者を総合的に評価して、落札者を決めることが重要とされる時代背景があったと理解している。調布市でも、総合評価を平成27年まで実施されていたようだが、それ以降、本件まで総合評価は実施されていない。

なぜ、総合評価を再び実施することになったのか。

○事務局

まず今回の工事の特性として、専門性などが求められる。そのため、市内事業者の受注機会確保と市外事業者の参加が両立できる入札を行うことが必要になると考えた中で、市内事業者には地域貢献度を、市外事業者には工事实績などを加味することができる手法として、総合評価を取り入れた。

○委員

趣旨としては理解できなくはないが、実態として、落札決定基準が調布市の仕事を受注した実績がないと点数が取りにくい仕掛けになっているのではないか。この落札決定基準では、市外事業者からみると障壁が、逆からみると市内事業者を守っている印象を受ける。

落札決定基準に対する市の考えと内容にずれ違いが生じているように感じるが、この点について確認したい。

○事務局

落札決定基準を変更する際に、従前の落札決定基準の考え方も一定程度踏まえながら、比較的頻繁に総合評価を実施している他団体の状況なども参考にして、基準の変更を行っている。委員が指摘する点など含めて、変更した内容がどのように表れるか実際の入札の中で確認したかったが、結果としては、本件入札で辞退があったことから、比較することはできなかった。

落札決定基準の変更を頻繁に行うべきではないが、市としては、今後の総合評価の結果を踏まえ、必要に応じて見直すところがあれば見直さなければならないと考えている。

○委員

やはり比較することが出来なかったのは残念に思う。あと、入札に参加する事業者が増えるような仕組みも並行して考えることも重要なのではないか。

○委員

昔であれば、それなりの数の事業者が申込して、入札額が低い事業者が負けて、技術力がある事業者が落札するような入札があったりするからこそ、制度の意味があったように思う。ただ、入札者が少ない案件で、総合評価を実施すると、そのために基準を作成したり、審査会を運営したりするなどの負担ばかりが増えてしまい、かえって事務の担当者がかわいそうだなと感じてしまう。

○事務局

かつて総合評価を何度か実施してきた時期を振り返ってみると、例えば、入札の対象範囲が市内事業者に限られている案件で総合評価を実施した場合、通常の一般競争入札では

札を入れるだけで参加できるのに対して、手間が掛かる印象を事業者に与えてしまうのではないかという反省があった。

一方で、入札に参加できる対象範囲を市外に拡大した案件で総合評価を実施した場合は、技術力を評価されるだけでなく、市内事業者にとってみれば、地元における貢献度も評価されたうえで、落札者が決まる仕組みとして理解されるのではないかと、事務局では考えている。

落札決定基準については、その内容を見直す考え方も持ち合わせながらも、まずは試行実施を繰り返しながら、基準の在り方を見定めていきたい。

#### ○委員

下水道管渠内の工事に従事する方々の仕事は大変だと聞いているため、作業環境を整えることができ、年間を通して受注するために人員を確保できる事業者は限られているかもしれない。ただ、様々な工事がある中で、下水道工事は社会インフラの中で相当重要な部分を占める工事であると考えている。そのため、発注方法などについては試行錯誤しながらも、最善のやり方を模索していただきたい。

#### ○委員長

では、3件目の審査については以上で終了とする。

本工事について、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたと、決定してよろしいか。

(全委員了承)

## エ 調布駅前広場整備工事（不調・総合評価落札方式・制限付き一般競争入札）

### 【事業・工事概要説明】

#### ○街づくり事業課

工事場所は調布市小島町2丁目50番地先から布田1丁目37番地先まで。契約締結日は、令和5年7月5日。工期は、債務負担行為を設定し、令和5年7月6日から令和8年3月6日まで。設計金額が11億4,551万3,600円で、契約金額は11億4,400万円。

発注理由について、本工事は調布市基本計画に位置づけられた調布駅前広場の整備の一環で、交通結節点としての機能の充実を図るとともに、にぎわいや交流、潤い、安らぎのある都市空間を創出し、魅力的な市街地を形成するため、南側ロータリー部の街築工事及び駅前広場の歩道舗装工事等を行うもの。発注業種は、道路舗装工事である。

工事内容は、土工事、排水工事、舗装工事、縁石工事、区画線工事、電気設備工事、道路附属物工事である。

### 【入札・契約手続説明】

#### ○事務局

本件は、設計金額500万円以上の道路舗装工事として一般競争入札に係る要綱及び実施基準のほか、要綱及び総合評価要綱に基づき、一般競争入札を実施したところ、参加申込者がいなかったため、手続を一度中止したが、工事内容や入札参加資格を見直し、改めて共同請負・総合評価方式による制限付き一般競争入札を行い、契約に至った案件。

初めに、発注方式について、本件工事は、調布駅前広場を整備する大規模な工事であり、入札手続の不調・中止を回避し、競争性の担保の観点から市内事業者も含めて幅広く入札参加者を募るため、総合評価方式を活用した共同請負方式による制限付き一般競争入札を実施した。

共同請負（以下、「JV」という。）とした理由について、本件の設計金額は、3億円以上の土木系工事であることから、調布市公共工事共同請負方式取扱要綱（以下、「JV要綱」という。）に照らすと、共同請負（以下、「JV」という。）の対象工事となるため、JVで発注することとした。

また、本件工事は、工期が長く、工事場所が駅前であり人の往来などがあり、丁寧な施工が求められるものの、特殊な技術を求めている工事ではないことから、入札手続の不調・中止を回避する観点や、競争性の担保の観点などから、市内事業者も含めて幅広く入札参加者を募るため、通常的一般競争入札では評価できない技術力や実績、地域貢献などを含めて評価し、契約の相手方を選定する総合評価方式を採用した。さらに、JVで総合評価方式を実施するため、JV用の落札決定基準を新たに作成した。この基準と単体用の基準の相違点は、JVのグループに対する技術評価点を構成員の出資比率で加重平均することにより算出できるようにした。また、変更前に使用していた落札決定基準における地域貢献の項目では、親と子関係なく評価した総得点としていたが、新たなJV用の基準では、地域貢献・社会性評価は構成員のいずれか合計点が高い点を採用することとした。

そして、本件入札の実施に当たり、このJV用の落札決定基準については、地方自治法施行令及び調布市総合評価落札方式の試行実施に関する要綱の規定により、2名の学識経験者に意見を聞く必要があるため、学識経験者として委嘱している東京都職員に意見聴取を実施した。その結果、今回の落札決定基準については、特に意見を付されることもなく、さらに落札決定時における再度の意見聴取も不要との回答を得た。

次に、入札参加資格について、本件工事は設計金額は1億4,500万円余の金額で、発注業種は道路舗装工事であることから、参加資格について、通常は実施基準の別表上段に照らし対象の範囲を設定しますが、本件は実施基準の第3、対象者の範囲第2項第2号のJV案件及び第4号の総合評価の案件に該当することから、対象者の範囲を別に定めることができる。また、対象者の範囲を定めるに当たっては、他団体の発注状況などや、これまでの特定JVで発注した案件を踏まえ設定した。

まず、中止となった1回目の入札参加資格は、JVの親となる代表者には設計金額に応じて建設業許可区分は特定の許可を有していることとした。一方、地域区分及び総合評定値については、実施基準によると市内本店・支店、都内本店・支店750点以上とするところだが、本件工事は、これまでにない大規模な道路舗装工事のため、代表となる企業に対しては一定程度の企業規模や、これまでの完成工事实績が求められる。そのため、地域

区分を都内本店・支店とし、総合評定値も1, 300点以上とした。

続いて、官公庁実績は、本件の履行を担保するため、市外事業者に対して、1件の契約金額は予定価格の2分の1以上の実績があることとした。一方、構成員について、建設業許可区分は施工主体となる共同企業体の代表者が判断することになるため、特定、または一般の許可を有していることとした。地域区分及び総合評定値については、代表者と同様に競争原理を働かせるため、代表者と同様、都内本店・支店とする一方で、市外事業者の総合評定値は900点以上、市内事業者は750点以上と区別し、構成員は代表者の総合評定値未満とした。また、構成員に対する官公庁実績は、市外事業者に対しては代表者との兼ね合いなども考慮して、予定価格に対する6分の1以上とするものの、市内事業者については、技術力の向上や受注機会の確保といった観点から実績を有することとした。

なお、総合評価実施案件であることから、JVの参加企業について、いずれか市内という条件を設けていない。

そして、1回目の入札経過だが、本件は設計金額が5,000万円以上であることから、指名審に付議することが必要であるため、令和5年4月4日の令和5年度第1回調布市事業者指名等適格審査会において入札参加資格を付議し、承認を得た。

そして、令和5年5月下旬の仮契約を想定し、4月6日に告示を行い、5月1日までを事業者から入札参加希望を募る期間としたが、入札参加希望が示されなかったことから、入札手続を中止した。

入札に参加を希望する事業者がいなかったことについては、工事所管課で幾つかの事業者にヒアリングを実施した。ヒアリングの結果としては、金額も大きな工事ではあるものの、3年間にわたる長期の工事であり、技術者も長く拘束されてしまう点。そして、駅前工事であることから、調整事項が多いことなどから、事業者にとっては手が挙げづらい部分もあることが判明するなど、市の想定と異なることがわかった。特に中堅から大手の企業にとっては、その傾向が強いのではないかという内容が主なものであった。ただ、設計金額に関する課題などについては、特段意見はなかった。

このヒアリング結果を踏まえつつ、市内事業者や中小事業者育成の観点や、これまでのJVに関する取扱いや考え方を踏襲したうえで、多くの事業者の参加を促せるよう、新たに入札参加資格を設定した。

具体的な入札参加資格として、まず、総合評価を活用したJVによる入札であることは1回目と同様とした。また、ヒアリングの内容や工事内容については決して特殊なものではないということが確認できたことから、より多くの事業者が参加しやすい条件へと変更した。具体的に代表者について、市外事業者の総合評定値を、1,300点以上から1,100点以上に変更した。また、総合評定値を変更したことを踏まえて、市内事業者についても代表者になれることとし、総合評定値を900点以上とした。

構成員について、市外事業者の総合評定値を、900点以上から800点以上に変更した。一方、市内事業者については、総合評定を600点以上とした。また、官公庁実績も、それぞれ緩和した。

そして、2回目に係る入札経過について、本件は設計金額が5,000万円以上であるこ



とから、指名審に付議することが必要であるため、令和5年5月16日の令和5年度第4回調布市業者指名等適格審査会において入札参加資格を付議し、承認を得た。公告は5月18日、申請書提出期限は6月6日で、入札参加の申込みは1グループからあり、総合評価に係る書類の提出期限は6月14日としました。

6月19日に開札した結果、申込みがあった共同企業体が金額10億4,000万円が入札し、総合評価の内容について、価格評価点は0.2、技術評価点は6.8、地域貢献及び社会性評価は8.0、各区分を合計した評価値は15.0であった。

そして、落札予定者に対し資格審査を行った結果、提出書類にて要件を満たしていることが確認できたことから、6月19日に落札決定を行い、6月27日に仮契約を締結。また、本件は設計金額が1億5,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条により、議会へ提出する案件に該当するため、令和5年第2回市議会定例会において議決が得られたことから、7月5日に契約した。

#### 【質疑応答】

##### ○委員

駅前広場などで、この規模の工事がこれまで調布市で行われた実績はあるのか。ここまで大規模な工事は、今回が初めてなのか。

##### ○街づくり事業課

本件の交通広場は、約1万6,000㎡程度の広さがあり、さらに、鉄道が地下化し、南北の交通広場が一体となったことで、市内で最大規模となった。参考までに、布田や国領の駅も、南北のロータリーが一体化しているが、それぞれが3,000㎡から4,700㎡程度の規模である。そのため、本件は、市内におけるこれまでで最大規模の駅前広場工事といえる。

##### ○委員

本件についても、工事が大規模工事と理由だけで、総合評価を採用したのか。

##### ○事務局

過去、市が発注したJVの案件では、代表者もしくは構成員のいずれかが市内事業者が参加することを条件としていた。今回の工事が大規模な工事であったため、これまでと同様に条件設定すると、参加者が見込めなくなるのではないかという懸念があった。

また、駅前広場の工事であることから、特殊性はないが、人の往来への対応などで丁寧な施工が求められるため、一定程度、これまでの実績を加味することが必要であると考えた。

事務局としては、これらの2点を踏まえて、本件では総合評価を実施することが妥当であると判断した。

##### ○委員

了解した。

##### ○委員

総合評価でも、本件については、下水道工事以上に地域貢献やこれまでの実績を考慮するのは当然に思う。ただ、3年間の長期工事に対応できる事業者を選ばなければならない点などを勘案すると、市内でなかったとしても事業者が限定されてしまうような工事の性質だと感じた。

○事務局

本件は、1回中止となった経過があり、東京都の含めて他団体の状況も含めて、調査した。その中で、3年程度の工事の案件はなかったことから、工事に対する事業者の受け止め方を想定することが困難であったのが実状である。

○委員

参考になる情報が少なかったということか。

○事務局

はい。総合評価のなかで、地域貢献や市の実績などについて、評価結果がどのように表れるか不透明であった。また、事務局としては、市外のグループでも、意欲があれば参加できる条件設定をしていた。ただ、結果をみると、受け止めとして難しいところがあるが、3年にもわたる工事の内容自体が、条件設定の枠組みの中では参加しにくい要因の一つとなってしまったと捉えている。

○委員

繰り返しになるため、総合評価活用の是非に関する議論はしない。ただ、入札参加者を増やそうとする事務局の意図からすると、市内外を問わず、多くのグループの参加を見込んでいたところ、結果として市内事業者のJVが1グループだけとなったのは、想定外であったということか。

○事務局

はい。今回のJVは、市内事業者の受注機会確保の観点から、総合評価値に係る参加条件に差は設けたが、いずれか市内事業者という条件設定をしていなかったことから、市内・市外、市外・市外の組合せもあり得た。

○委員

総合評価の結果として、ほかと比較することができないが、今回の入札では15点で落札できている。この点については、やはり、多くの参加者がいる中で評価点数を競うことが、総合評価のメリットでもある。そのため、1者だけの参加だと、低入札調査に該当しなければ、資格を審査して、内容が整っていれば落札することができる。その意味で本件は、結果論になるが、総合評価の良い点を活かすことが出来なかったと考える。

この点について、総合評価を実施して良い結果が得られるように、引き続き運用を検討していただきたい。

○委員長

では、4件目の審査については以上で終了とする。

本工事について、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたと、決定してよろしいか。

(全委員了承)

## (2) 審査結果集約

### 【審査結果】

今回は、入札不調・中止案件を含む制限付き一般競争入札方式案件4件を選定し、審査を行った。いずれの案件も法令及び要綱等に基づき入札・契約手続が適正かつ適切に行われていた。

今回の審査案件は、4件のうち2件が総合評価方式による案件であった。調布市では、このところ総合評価方式を実施していなかったことから、重点的に審査を行った。

手続自体は適正かつ適切に実施されていたが、対象案件の特性により、結果として入札参加者が少なかった。この総合評価方式は、事業者を価格以外の技術力や実績などを評価し、落札者を決めるものであることから、入札参加者が多ければ多いほど望ましいものとなる。また、入札参加者が増えると、入札金額の高止まりに対しても、一定の効果があると認められる。そのため、これらの点を踏まえて、試行錯誤を繰り返しながら、より良い運用となるよう検討していただきたい。

そして、市が発注するすべての工事にもいえることだが、週休2日を確保できるように工期を設定することが課題になっている。公共施設には必ず利用者がいることから、調整に困難な面があることは理解している。ただ、これは建設業界の将来にも影響することから、今後は、設計段階から工事に係る労働環境等の整備の観点も意識し、発注するように努力すること。

## 3 閉会

次回の委員会日程は、現地調査実施の可否も確認しながら、別途日程調整を行う。